



## 夏季における市職員の服装

9月末日まで「夏季の軽装期間」として、暑さをしのぎやすい服装で仕事をします。市民の皆さんのご理解をお願いします。

☎総務課 6705

## 生活福祉課からのお知らせ

### ■身体障害者巡回診査および更生相談を実施します

とき 7月3日(水)

▼受付 午前9時～10時30分

▼診査 午前9時30分～正午

ところ 南コミュニティセンター

持ち物 印鑑、身体障害者手帳(持っている人)

対象 次に該当する肢体不自由の人

▼身体障害者手帳(以下「手帳」)の交付を受けるため診査を必要とする人

▼手帳の再認定を必要とされた人

## 市役所代表

☎23 5111

FAX 22 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

### ◆お知らせの表記

☎…問い合わせ先

☎…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。

▼手帳の障害程度・等級に変更がある人

▼補装具の交付・再交付または修理を必要とする人

▼生活・医療の相談を希望する人  
対象にならない人

▼脳血管障害(脳卒中・脳梗塞など)発症後3カ月未満の人

▼電動車いす、座位保持装置、特例補装具の処方を要する人

▼義肢・装具および車いすについて複雑な処方を要する人

※症状により、その場での判定が困難な場合は、指定医師のいる医療機関を利用していただくことがあります。

※巡回診査を希望する人は、6月21日(金)までにご連絡ください。

### ■ヘルプマークとヘルプカードを配布しています

外見では障害などがあると分からなくても援助が必要な人がいます。そのような人々がヘルプマークを身に付けたり、ヘルプカードを提示したりすることで、周囲の人に配慮が必要であることを知らせることができます。

配布対象 身体障害、知的障害、発達障害などのある人

配布場所 生活福祉課



ヘルプマーク



ヘルプカード

※ヘルプマークを身に付けている人を見つけた時やヘルプカードを提示された時には、思いやりのある対応をお願いします。

☎生活福祉課 6718

### 国保加入者で住所地に居住していない人はお知らせください

8月1日から使用する国民健康保険被保険者証を、7月初旬に住所地の世帯主宛てに簡易書留で送付します。

特別な事情で住所地に居住していない世帯の人は、郵便局で転送の手続きをするか、6月25日(火)までに国民健康保険課の窓口で送付先変更などの申請をお願いします。

※送付先変更などの申請は毎年必要です。また、世帯員個別の転送は受け付けておりません。

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

☎国民健康保険課 6750

### 行政相談をご利用ください

4月1日付けで市の行政相談委員に秋田美智子さん、生出隆雄さん、樋口博昭さんの3人が引き続き委嘱されました。市民の皆さんが毎日の暮らしの中で、行政機関の業務に対し、苦情や意見があるとき、身近な相談相手になるのが行政相談委員です。

※毎月、無料相談を行っていますので、詳しくはお問い合わせください。

☎まちづくり支援課 6777

## 差し押さえした不動産を公売します

☎収納課 6760

番号	不動産の所在	登記地目	面積	最低公売価額
1-3	西二十三番町 349番12	畑 (現況：宅地)	466㎡	5,680,000円

▶入札日時 7月12日(金) 午前10時～10時5分

▶場所 市役所新館3階会議室

(※7月以降は「新館」は「別館」へと名称が変更となります)

※公売物件の詳細内容、図面、写真などは収納課で閲覧できます。

## 経済センサスー基礎調査を実施します

総務省統計局では、6月～令和2年3月の期間に経済センサスー基礎調査を実施します。

全国全ての事業所や企業が対象となりますので、調査へのご理解・ご協力をお願いします。

調査方法 調査員が全ての事業所の活動状態を实地確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所に調査票を配布します。

※調査の回答内容は、「統計法」により適正に管理します。秘密の保護には万全を期していますので、利用目的外に使用されることは絶対にありません。

☎政策財政課 6711